

令和7年度 福祉用具専門相談員指定講習会 実施要領

1 目 的

福祉用具を必要とする高齢者等に対して、その選定の援助、適合状況の確認、その後のモニタリングから効果等の評価までを行うために必要な知識、技能を有する「福祉用具専門相談員」の養成を目的に開催します。

2 主 催

一般社団法人茨城県福祉サービス振興会

3 開催期間

令和7年5月15日(木)、16日(金)、17日(土)、18日(日)
6月6日(金)、7日(土)、8日(日) } 計7日間(50時間)

4 日程・研修内容・講師

<別紙-1>のとおり

5 研修会場

〒310-0851

茨城県水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 5階研修室

6 募集人数

20名(最少催行 10名)

7 研修費用

・受講料 60,000円 (テキスト、サブテキスト代含む)

(銀行振込：受講決定者には、後日連絡します)

お振込の後ご辞退にあたっては、10,000円を通信費、手数料としていただきます。

8 受講対象者

(1)福祉用具事業所などで、販売、貸与、相談業務等に従事している方

(2)福祉用具専門相談員として従事することを希望している方、福祉用具に関心のある方、福祉の勉強をしている学生等

(3)研修開催月に満18歳以上であること

(4)研修期間(7日間)全ての講義を受講できる方

*「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)第194条に定める一定の有資格者(※-1参照)については、本講習会を受講しなくても、福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所、指定介護予防福祉用具貸与事業所、指定特定福祉用具販売事業所及び指定特定介護予防福祉用具販売事業所で勤務することが可能です。

※-1 一定の有資格者とは… 保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士

※-2 到達目標に達することが困難とみられる方の受講をお断りする場合があります。

9 受講申込み締切

令和7年4月15日(火)

10 申込み方法

講習会の受講を希望される方は、(1)の書類に必要事項をご記入後、申込み締切日までに(一社)茨城県福祉サービス振興会宛、FAX、メール、郵送等でお申し込みください。

- (1) 令和7年度 福祉用具専門相談員指定講習会 受講申込書<別紙-2>
受付期間を過ぎたものは受けませんのでお早めにお申し込みください。
郵送の場合は、令和7年4月15日の消印のあるものまで受け付けます。
- (2) 受講申込者が10名に達しない時は、
 - ・講習会を実施できないことがあります。予めお含みおき下さい。
 - ・その旨は、申込者各人にご連絡します。(4月14日前後)

11 講習受講決定通知

- (1) 講習受講決定者には4月18日(金)迄に通知します。(先着順にて決定)
- (2) 受講が出来ない方についても4月17日(木)迄に通知します。
- (3) 期間中、何らかの内容の変更があった際は、あらためてご連絡差し上げます。

12 修了評価の実施方法

- (1) 全科目受講終了後に学習内容の習得度を確認するため、選択式による修了評価を1時間程度実施します。(*参照) 実施日:6月14日(土)
- (2) 出題の難易度に関しては、福祉用具専門相談員の入り口に位置する研修であることに留意し「列挙(知っている)、概説(だいたいのところを説明)できるレベル」を想定します。
- (3) 修了評価問題の7割以上の正答で、講習会修了とします。
 - *講習期間中に遅刻、早退、欠席のある場合は原則として修了評価を受けられません。
 - *修了評価に於いて、到達目標に示す知識・技術が十分でない場合は、課題に対するレポートのご提出をいただきます。

13 修了証書の交付

所定の講習会カリキュラムを修了され、最終日の修了評価に於いて、一定の水準に達した受講者には下記の修了証が交付されます。

○福祉用具専門相談員指定講習会修了証

発行者 一般社団法人茨城県福祉サービス振興会会長 鈴木 一良

14 受講申込書の送り先・問合せ先

〒310-0851

茨城県水戸市千波町1918番地 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館5階
(一社)茨城県福祉サービス振興会 (担当 荒井)

TEL 029-244-4425 FAX 029-244-4463

E-mail iba-kaigo.2f@ab.wakwak.com

- ## 15 その他
- ・受講決定者には、改めて諸事項についてご連絡します。
 - ・受講初日に本人を確認できる証明書(運転免許証、健康保険証、パスポート等)をご持参ください。